

公立大学法人神戸市看護大学理事に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

2023年3月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第18号

(理事に関する規程の一部改正)

第1条 公立大学法人神戸市看護大学理事に関する規程(2019年4月規程第3号)の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(職務分担)</p> <p>第3条 常勤の理事は、次の各号に掲げる理事の区分に応じ、当該各号に定める事務を担当する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学生支援・入試担当理事 学部及び大学院の入試、学生に対する支援その他理事長が必要と認める事務</u></p> <p>(3) <u>教育・研究担当理事 学部及び大学院の教育、学術研究に関する事務その他理事長が必要と認める事務</u></p> <p>2 略 (理事長等に事故ある場合の事務処理)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 理事長及び副理事長に事故があるとき又は欠員のときにその職務を代理する常勤の理事の順序は、<u>総務・施設担当理事、学生支援・入試担当理事、教育・研究担当理事</u>の順とする。</p>	<p>(2) <u>教学・学生支援担当理事 学部及び大学院の教育、学生に対する支援に関する事務その他理事長が必要と認める事務</u></p> <p>(3) <u>研究・地域貢献担当理事 学術研究、地域貢献活動、看護職等の人材育成及び生涯教育、国際交流、産官学連携に関する事務その他理事長が必要と認める事務</u></p> <p><u>教学・学生支援担当理事、研究・地域貢献担当理事</u></p>

(総務・評価委員会規程の一部改正)

第2条 公立大学法人神戸市看護大学総務・評価委員会規程(2019年4月規程第号)の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p><u>公立大学法人神戸市看護大学総務・評価委員会規程</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程(2019年4月規程第1号)第6条第1項の規定に基づき、<u>業務運営に関する総括的及び基本的な事項並びに自己点検及び評価</u>について調査審議するため、理事長の下に<u>公立大学法人神戸市看護大学総務・評価委員会</u>(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(構成)</p>	<p><u>公立大学法人神戸市看護大学自己点検評価委員会規程</u></p> <p><u>公立大学法人神戸市看護大学自己点検評価委員会</u></p>

(改正前)	(改正後)
<p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1), (2) 略</p> <p><u>(3) 学生支援・入試担当理事</u></p> <p><u>(4) 教育・研究担当理事</u></p> <p>(5), (6) 略</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第6条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p><u>(1) FD及びSDに関する事項</u></p> <p><u>(2) 各委員会の審議事項の総合調整に関する事項</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、総括的及び基本的な業務運営並びにその調整に関する事項</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p>	<p><u>(3) 教学・学生支援担当理事</u></p> <p><u>(4) 研究・地域貢献担当理事</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(1)</u></p> <p><u>(2)</u></p> <p><u>(3)</u></p>

(人事委員会規程の一部改正)

第3条 公立大学法人神戸市看護大学人事委員会規程(2019年4月規程第9号)の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1), (2) 略</p> <p><u>(3) 学生支援・入試担当理事</u></p> <p><u>(4) 教育・研究担当理事</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p><u>(3) 教学・学生支援担当理事</u></p> <p><u>(4) 研究・地域貢献担当理事</u></p>

(ハラスメント防止委員会規程の一部改正)

第4条 公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント防止委員会規程(2019年4月規程第11号)の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 学生支援・入試担当理事</u></p> <p>(3), (4) 略</p>	<p><u>(2) 教学・学生支援担当理事</u></p>

(情報セキュリティ委員会規程の一部改正)

第5条 公立大学法人神戸市看護大学情報セキュリティ委員会規程(2019年4月規程第13号)の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以</p>	

(改正前)	(改正後)
<p>第3条 略</p> <p>2 委員長は学長を，副委員長は<u>学生部長</u>及び入学試験委員会委員長をもって充てる。</p> <p>3，4 略</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 <u>第2条第8号</u>に規定する委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: right;"><u>学長が指名する教員</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2条第7号</u></p>

(運営調整会議規程の一部改正)

第8条 公立大学法人神戸市看護大学運営調整会議規程（2019年4月規程第17号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(構成)</p> <p>第2条 会議は，次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）で組織する。</p> <p>(1)，(2) 略</p> <p><u>(3) 学生支援・入試担当理事</u></p> <p><u>(4) 教育・研究担当理事</u></p> <p>(5) 略</p> <hr/> <p>第3条 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>(3) 教学・学生支援担当理事</u></p> <p><u>(4) 研究・地域貢献担当理事</u></p> <p><u>(6) 理事長が指名する教員</u></p> <p><u>(委員の任期)</u></p> <p><u>第3条の2 第2条第6号に規定する委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する委員は，再任されることができる。</u></p>

(研究・紀要委員会規程の一部改正)

第9条 公立大学法人神戸市看護大学研究・紀要委員会規程（2019年4月規程第18号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p style="text-align: center;"><u>公立大学法人神戸市看護大学研究・紀要委員会規程</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程（平成31年4月規程第1号）第6条第1項の規定に基づき，研究活動及び紀要に関し必要な事項を調査審議するため，公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会の下に<u>公立大学法人神戸市看護大学研究・紀要委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p style="text-align: center;"><u>公立大学法人神戸市看護大学研究推進委員会規程</u></p> <p style="text-align: right;"><u>公立大学法人神戸市看護大学研究推進委員会</u></p>

(いちかんダイバーシティ看護開発センター運営委員会規程の一部改正)

第10条 公立大学法人神戸市看護大学いちかんダイバーシティ看護開発センター運営委員

会規程（2019年4月規程第20号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>学生支援・入試担当理事</u></p> <p>(4) <u>教育・研究担当理事</u></p> <p>(5) <u>図書情報センター長</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 <u>第2条第8号及び第9号</u>に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p>_____</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>教学・学生支援担当理事</u></p> <p>(3) <u>研究・地域貢献担当理事</u></p> <p>_____</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2条第6号及び第7号</u></p>

(不正防止計画推進委員会規程の一部改正)

第11条 公立大学法人神戸市看護大学不正防止計画推進委員会規程（2019年4月規程第23号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育・研究担当理事</u></p> <p>(3) <u>公立大学法人神戸市看護大学研究・紀要委員会委員長</u></p> <p>(4) <u>公立大学法人神戸市看護大学倫理委員会委員長</u></p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員長は<u>教育・研究担当理事</u>を、副委員長は総務・施設担当理事をもって充てる。</p> <p>3, 4 略</p>	<p>(2) <u>研究・地域貢献担当理事</u></p> <p>(3) <u>公立大学法人神戸市看護大学研究推進委員会委員長</u></p> <p>(4) <u>公立大学法人神戸市看護大学研究倫理委員会委員長</u></p> <p style="text-align: center;"><u>研究・地域貢献担当理事</u></p>

(学生委員会規程の一部改正)

第12条 公立大学法人神戸市看護大学学生委員会規程（2019年4月規程第24号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(設置)</p> <p>第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程（2019年4月規程第1号）第6条第1項の規定に基づき、神戸市看</p>	

(改正前)	(改正後)
<p>護大学の学部及び大学院に係る学生生活</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____について調査審議するため、公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会の下に公立大学法人神戸市看護大学学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（構成）</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）で組織する。</p> <p>(1) <u>学生支援・入試担当理事</u></p> <p>(2) <u>教育・研究担当理事</u></p> <p>(3) <u>略</u></p> <p>(4) <u>略</u></p> <p>（委員長及び副委員長）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>委員長は、学生支援・入試担当理事をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>副委員長は、委員のうちから学長が指名する。</u></p> <p>4 <u>略</u></p> <p>5 <u>略</u></p> <p>（委員の任期）</p> <p>第4条 <u>第2条第3号及び第4号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする</u></p> <p>2 <u>略</u></p> <p>（所掌事項）</p> <p>第6条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1)～(7) <u>略</u></p> <hr/>	<p><u>並びに障害（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）のある学生への円滑な修学支援及び就労支援（以下「修学等支援」という。）</u></p> <p>(1) <u>教学・学生支援担当理事</u></p> <hr/> <p>(2) <u>略</u></p> <p>(3) <u>略</u></p> <p>2 <u>委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が指名する。</u></p> <hr/> <p>3 <u>略</u></p> <p>4 <u>略</u></p> <p><u>第2条第2号及び第3号</u></p> <p>(8) <u>修学等支援を必要とする障害のある学生に関する事案（以下「事案」という。）の対応に関する事項</u></p> <p>(9) <u>事案に対して、公立大学法人神戸市看護大学における合理的な配慮についての調査、検討及び決定に関する事項</u></p> <p>(10) <u>事案に係る支援計画の策定に関する事項</u></p> <p>(11) <u>事案に係る支援計画の実施に関する事項</u></p> <p>(12) <u>第8号から第11号に掲げるもののほ</u></p>

(改正前)	(改正後)
_____ _____	<u>か、支援体制並びにその内容の充実に 係る総括的及び基本的な事項に関する 事項</u>

(基金等運営委員会規程の一部改正)

第13条 公立大学法人神戸市看護大学基金等運営委員会規程(2021年3月規程第15号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 学生支援・入試担当理事</u></p> <p><u>(5) 教育・研究担当理事</u></p> <p>(6)～(9) 略</p>	<p><u>(4) 教学・学生支援担当理事</u></p> <p><u>(5) 研究・地域貢献担当理事</u></p>

(教員活動評価委員会規程の一部改正)

第14条 公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価委員会規程(2021年12月規程第23号)の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>_____ (委員長及び副委員長)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員長は学長を、副委員長は<u>学部長</u>をもって充てる。</p> <p>3, 4 略</p> <p>_____ _____ _____ _____</p>	<p><u>(7) 学長が指名する教員</u></p> <p style="text-align: right;"><u>学長が指 名する教員</u></p> <p><u>(委員の任期)</u></p> <p><u>第3条の2 第2条第7号に規定する委員 の任期は、2年とする。ただし、補欠の 委員の任期は、前任者の残任期間とする</u></p> <p><u>2 前項に規定する委員は、再任されるこ とができる。</u></p>

(自己点検・評価規程の一部改正)

第15条 公立大学法人神戸市看護大学自己点検・評価規程(2019年4月規程第31号)の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p><u>(総務・評価委員会)</u></p> <p>第2条 自己点検・評価は、<u>公立大学法人 神戸市看護大学総務・評価委員会</u>(以下 「<u>総務・評価委員会</u>」という。)及び学 長が行う。</p> <p>(自己点検及び評価に係る事項)</p> <p>第3条 <u>総務・評価委員会</u>又は学長が行う 自己点検・評価に係る事項は、別表のと</p>	<p><u>(自己点検評価委員会)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>公立大学法人 神戸市看護大学自己点検評価委員会</u>(以 下「<u>自己点検評価委員会</u>」という。)</p> <p style="text-align: center;"><u>自己点検評価委員会</u></p>

(改正前)	(改正後)
<p>おりとする。</p> <p>(他の委員会による自己点検・評価方法)</p> <p>第4条 <u>総務・評価委員会</u>は、自己点検・評価の実施方針及び実施計画（以下「実施方針等」という。）を策定し、他の委員会に周知する。</p> <p>2 他の委員会は、実施方針等に基づき、それぞれ点検及び評価し、中間評価及び最終評価として報告書を作成し、<u>総務・評価委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>総務・評価委員会</u>は、前項の規定に基づく報告書を検証し、当該結果を取りまとめた報告書をインターネットその他の方法により公表する。</p> <p>(自己点検・評価結果の対応)</p> <p>第5条 <u>総務・評価委員会</u>は、前条第3項の規定に基づく取りまとめた結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、他の委員会にその改善の指摘を行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p><u>自己点検評価委員会</u></p> <p><u>自己点</u></p> <p><u>検評価委員会</u></p> <p><u>自己点検評価委員会</u></p> <p><u>自己点検評価委員会</u></p>

(事務分掌規程の一部改正)

第16条 公立大学法人神戸市看護大学事務分掌規程（2019年4月規程第32号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(神戸市看護大学の職)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 <u>神戸市看護大学学生部に学生部長を置く。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>(職務)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 学部長，研究科長，<u>学生部長</u>，センター長，内部監査室長，広報戦略室長及び課長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4～7 略</p> <p>(専決)</p> <p>第14条 学長，本部長，事務局長，学部長，研究科長，<u>学生部長</u>，広報戦略室長及び課長は、別に定める事項を専決することができる。</p>	<p>_____</p> <p><u>2</u></p> <p><u>3</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p>

(防火・防災管理規程の一部改正)

第17条 公立大学法人神戸市看護大学防火・防災管理規程（令和3年7月20日規程第41号）

の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p style="text-align: center;">(委員会の設置及び構成)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）で組織する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学生支援・入試担当理事</u></p> <p>(3) <u>図書情報センター長</u></p> <hr/> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <hr/> <p>3 略</p> <p>4 委員長は総務・施設担当理事を、副委員長は<u>学生支援・入試担当理事</u>をもって充てる。</p> <p>5, 6 略</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(2) <u>いちかんダイバーシティ看護開発副センター長</u></p> <p>(3) <u>図書情報副センター長</u></p> <p>(4) <u>公立大学法人神戸市看護大学学生委員会委員長</u></p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7) <u>理事長が指名する教員</u></p> <p style="text-align: center;"><u>いちかんダイバーシティ看護開発副センター長</u></p> <p>7 <u>第2条第7号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする</u></p> <p>8 <u>前項に規定する委員は、再任されることが出来る。</u></p>

(職員職名及び辞令式に関する規程の一部改正)

第18条 公立大学法人神戸市看護大学職員職名及び辞令式に関する規程（2019年4月規程第52号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p style="text-align: center;">(教員の職位名等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 神戸市看護大学の管理職にある者の補職名として学長、学長補佐、学部長、研究科長、<u>学生部長及びセンター長</u>を置き、教員をもって充てる。</p> <p>4, 5 略</p>	<p style="text-align: center;">_____</p>

(教員活動評価規程の一部改正)

第19条 公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価規程（2021年12月規程第24号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p style="text-align: center;">(対象要素に係る重点配分の届出)</p> <p>第7条 対象教員は、対象要素に係る重点配分（以下「重点配分」という。）を、学長が定める日までに、次の各号に掲げる対象教員の区分に応じ、当該各号に掲げるものに届け出なければならない。</p>	

(改正前)	(改正後)
(1) 学部長, 研究科長, <u>学生部長</u> 及び図書情報センター長(以下「管理職」という。) 学長 (2)~(5) 略 2, 3 略	<u>いちかんダイバーシティ看護開発センター長</u>

(職員の懲戒等に関する規程の一部改正)

第20条 公立大学法人神戸市看護大学職員の懲戒等に関する規程(2019年4月規程第64号)の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
(審査会の組織) 第6条 審査会は, 次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。 (1), (2) 略 (3) <u>学生支援・入試担当理事</u> (4) <u>教育・研究担当理事</u>	(3) <u>教学・学生支援担当理事</u> (4) <u>研究・地域貢献担当理事</u>

(学生懲戒規程の一部改正)

第21条 公立大学法人神戸市看護大学学生懲戒規程(2019年4月規程第100号)の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
(調査委員会の組織) 第8条 調査委員会は, 次に掲げる委員(以下「調査委員」という。)をもって組織する。 (1) <u>学生部長</u> (2), (3) 略 2 略 3 調査委員長は, <u>学生部長</u> をもって充てる。 4~9 略 (懲戒委員会の組織) 第12条 懲戒委員会は, 次に掲げる委員(以下「懲戒委員」という。)をもって組織する。 (1) <u>学生部長</u> (2)~(4) 略 2 略 3 懲戒委員長は <u>学生部長</u> (対象学生が院生にあっては, 研究科長)を, 懲戒副委員長は研究科長(対象学生が院生にあっては, <u>学生部長</u>)をもって充てる。 4, 5 略	(1) <u>学部長</u> (第9条第1項に規定する対象学生が院生にあっては, <u>研究科長</u>) <u>学部長</u> (第9条第1項に規定する対象学生が院生にあっては, <u>研究科長</u>) (1) <u>学部長</u> <u>学部長</u> <u>学部長</u>

(研究に関する倫理規程の一部改正)

第22条 公立大学法人神戸市看護大学研究に関する倫理規程(2019年4月規程第106号)の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p style="text-align: center;">(研究実施の許可等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 学長は、研究者から前項の規定に基づく研究の実施について許可の申請があったときは、公立大学法人神戸市看護大学研究計画に関する倫理審査規程（平成31年4月規程第107号。以下「倫理審査規程」という。）第10条第1項の規定による<u>公立大学法人神戸市看護大学倫理審査委員会</u>（以下「審査会」という。）の意見を尊重しつつ、許可又は不許可その他研究に関し必要な措置について決定しなければならない。この場合において、学長は、審査会が不適當である旨の意見を述べたときは、当該研究の実施を許可してはならない。</p>	<u>公立大学法人神戸市看護大学研究倫理審査委員会</u>

(研究計画に関する倫理審査規程の一部改正)

第23条 公立大学法人神戸市看護大学研究計画に関する倫理審査規程（2019年4月規程第107号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p style="text-align: center;">(審査会の設置等)</p> <p>第3条 第1条の目的を達成するため、学長の下に<u>公立大学法人神戸市看護大学倫理審査委員会</u>（以下「審査会」という。）を設置する。</p>	<u>公立大学法人神戸市看護大学研究倫理審査委員会</u>

(研究活動における不正行為への防止等に関する規程の一部改正)

第24条 公立大学法人神戸市看護大学研究活動における不正行為への防止等に関する規程（2019年4月規程第109号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p style="text-align: center;">(研究倫理教育責任者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 研究倫理教育責任者は、<u>教育・研究担当理事</u>をもって充てる。</p> <p>3, 4 略</p> <p style="text-align: center;">(予備調査委員会)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>教育・研究担当理事</u></p> <p>(2) <u>公立大学法人神戸市看護大学研究・紀要委員会委員長</u></p> <p>(3) <u>公立大学法人神戸市看護大学倫理委員会委員長</u>（以下「倫理委員会委員長」という。）</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 委員長は、<u>教育・研究担当理事</u>をもつ</p>	<p style="text-align: right;"><u>研究・地域貢献担当理事</u></p> <p>(1) <u>研究・地域貢献担当理事</u></p> <p>(2) <u>公立大学法人神戸市看護大学研究推進委員会委員長</u></p> <p style="text-align: center;"><u>公立大学法人神戸市看護大学研究倫理委員会委員長</u></p> <p style="text-align: right;"><u>研究・地域貢献担当理事</u></p>

